



島根県報

平成30年8月24日（金）

号外 第 112 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第581号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 8 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長				
一般国道	432号	松江市大庭町76番1地先から同市古志原六丁目976番12地先まで	前	A	メートル 7.30～ 23.80	1,235.63	松江県土整備事務所 左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 減幅 仮設道撤去	
				B	17.50～ 53.40			1,251.03
			C	28.01～ 40.38	127.57			
		松江市大庭町1800番地先から同市山代町477番6地先まで	後	A	7.30～ 23.80	1,235.63		
				B	17.50～ 53.40			1,251.03
			C	20.00～ 40.00	72.00			
		松江市大庭町76番1地先から同市古志原六丁目976番12地先まで						
松江市大庭町1460番地先から同市山代町477番6地先まで								

島根県告示第582号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	松江市大庭町732番2地先から同市山代町477番6地先まで	メートル 186.50	平成30年 8月25日	松江県土整備 事務所	